

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600162 2016-0722 2016/06/16 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は正面の操作部及び背面が焼損していた。○操作部の樹脂部品は、熱で変形していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の庫内に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは、電源プラグから約75cmの位置で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードの断線部は、通常の使用において応力の加わらない位置であった。●事故発生時の詳細が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに外的な応力が加わったことで芯線が断線してスパークが発生し、周囲の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2016/07/04)
A201600181 2016-0775 2016/06/27 (事故発生地) 東京都	電気冷蔵庫	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の左側面は外れて傾いており、製品下部に焼損が認められた。○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源プラグに焼損が認められ、両栓刃に溶断及び溶融痕が認められた。○当該製品の電源プラグが挿入されていた3口マルチタップに焼損が認められたが、刃受金具に溶融は認められなかった。●当該製品内部に出火した痕跡が認められず、電源プラグの両栓刃に溶融が認められたことから、電源プラグの栓刃間でトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2016/07/11)
A201600196 2016-0709 2016/06/24 (事故発生地) 大阪府	LEDランプ(直管形)	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は照明器具との接続部が焼損し、接続端子が焼失していた。○電源基板は電源入力端子付近が焼損し、バリスター、抵抗及び整流器が焼失していた。○トランス、コンデンサー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○蛍光灯器具に当該製品を取り付ける際、安定器のバイパス工事を行う必要があるが、安定器のバイパス工事が行われていなかった。●当該製品を蛍光灯器具に取り付ける際に必要な安定器のバイパス工事が行われていなかったため、当該製品に高電圧が加わり、基板上のバリスターが破裂、出火し、周辺の樹脂に着火したものと推定される。なお、施工説明書には、「安定器のバイパス工事を実施する。」旨、記載されている。	(受付:2016/07/15)
A201600224 2016-0878 2016/05/26 (事故発生地) 京都府	投げ込み式湯沸器	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は樹脂製の容器内に水を入れ、当該製品で水を加熱してゴルフボールの洗浄を行っていたが、当該製品の電源を切り忘れ、事故発生時はその場を離れていた。○当該製品の制御部が焼損し、金属部のみ残存していた。○ヒーター部に変形は認められず、ヒーター線に断線等の異常は認められなかった。●当該製品で樹脂製容器に入れた水を加熱し、電源を切り忘れて放置したため、容器内の水が蒸発して空だき状態になり、樹脂製容器が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「樹脂製容器には使用しない。」、「使用場所から離れるときは電源を切る。」旨、記載されている。	(受付:2016/07/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201600299 2016-1147 2016/07/30 (事故発生地) 神奈川県	電気ケトル	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、電子レンジと電気炊飯器の間に設置されていた。○当該製品を中心に焼損が認められ、隣接している電気製品の当該製品側の面に焼損が認められた。○当該製品の樹脂製外郭は焼失していたが、内部の電気部品及びヒーターから出火の痕跡は認められなかった。○電源プレートの樹脂製外郭は焼失していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは中間部分で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力の加わらない位置であった。●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に異常が認められないことから、電源コードが外力により損傷して短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2016/09/05)
A201600340 2016-1255 2016/08/13 (事故発生地) 千葉県	電気湯沸器	乳児が当該製品から出たお湯で火傷を負った。 (重傷)	○当該製品は、ロック解除キーを押下して、ロックを解除した状態で給湯キーを押下しないと、湯が吐出しない製品である。○当該製品のロック機構に異常は認められず、正常に動作した。○当該製品に湯漏れ等の異常は認められなかった。○当該製品は、居室の床に置かれており、他に事故の原因となるような製品はなかった。●事故発生時の詳細な状況は不明であるが、給湯ロック機構を含め、当該製品に異常が認められなかったことから、乳児が当該製品に手を乗せた際、ロック解除キーを押下後、給湯キーが押下されたために湯が吐出し、火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2016/09/26)
A201600346 2016-1277 2016/09/19 (事故発生地) 静岡県	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の外観は、前面ガラス、液晶パネル及びリアパネルが中央付近で直線状に折れ曲がっていた。○当該製品の内部は、外観の折れ曲がりと一致する箇所、板金の折れ曲がり、基板の破損、リチウムイオン電池セル表面のへこみ、破れが認められた。○電池セル内部の電極は、表面のへこみと一致する箇所に焼損が認められ、焼損は内側層より外側層の方が強かった。○当該製品の事故発生以前の使用状況は不明であり、折れ曲がりが生じた経緯は特定できなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に外力が加わって折れ曲がり、内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡を起こして異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2016/09/30)
A201600402 2016-1383 2016/09/15 (事故発生地) 兵庫県	電気ポンプ（井戸用）	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品の樹脂製ポンプカバー及び電装ボックスの外枠が著しく焼損していた。○電装ボックス内の基板に出火の痕跡は認められなかった。○モーター及び始動コンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。○吸入口と吐出口に詰まりは認められなかった。○電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において応力が加わる位置ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な応力が加わって断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2016/10/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201600436 2016-1564 2016/10/27 (事故発生地) 東京都	エアコン	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、正面から見て右側の焼損が著しく、右側下部に取り付けられているファンモーターの接続端子に溶融痕が認められた。○ファンモーター表面の付着物からエアコン洗浄剤と思われる成分が検出された。○制御基板、接続端子台、ルーバーモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該住宅は賃貸住宅で、現在の使用者はエアコン洗浄をしていなかったが、使用者が入居する前の使用状況は確認できなかった。○ファンモーター取付け部は前面パネルで遮蔽しているため、洗浄剤が容易に浸入しない構造であった。●当該製品のファンモーター接続端子部にエアコン洗浄剤が付着したため、コネクタ端子が腐食して接触抵抗が増加し、異常発熱が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、発煙、発火する恐れがある。」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 (F2)	(受付:2016/11/08)
A201600463 2016-1681 2016/11/15 (事故発生地) 大阪府	液晶テレビ	当該製品の電源プラグをコンセントを入れたに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品はインバーター基板以外に焼損が認められず、焼損箇所は直流高電圧(1000V)の両極ランド部であった。○当該製品の内部に小動物(ゴキブリ)の死骸があり、多量の糞が認められた。○その他の電気部品に異常は認められなかった。○当該製品には、放熱のために最小限必要な幅約1mmのスリットがあった。●当該製品内部に小動物が侵入したことでインバーター基板上的高電圧の異極間で短絡が生じ、基板及び小動物を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F1)	(受付:2016/11/21)
A201600485 2016-1729 2016/11/13 (事故発生地) 大阪府	電気こんろ	当該製品の上に置いていた電気製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品はマンションに設置されており、入居者の親族が、当該製品が接続された電気系統用のブレーカーを入れたところ、約10分後に火災が発生し、当該製品の上に置かれていたIH調理器を焼損した。○当該製品の火力調整つまみは「切」の位置であったが、ロータリースイッチは、6段階中5段階(熱量:中)の位置であった。○火力調整つまみはロータリースイッチとの軸の嵌合(かんごう)部が割れており、ロータリースイッチの軸に対して空回りする状態であった。○電源ランプは、ロータリースイッチの軸の動きに対して正常に点灯した。○トッププレート、ヒーター及びコントローラー内部にさびや溶融等の異常は認められなかった。○事故発生以前から、当該マンションの管理者は当該製品の火力調整つまみが故障していることを認識しており、当該製品用のブレーカーを落とし、当該製品の代替えとして、IH調理器を当該製品の上に置いていた。○マンションの管理者は、入居者及びその親族に当該製品が使用できない旨を伝えていなかった。●当該製品は、火力調整つまみが破損して電源が切れなくなっていたため、当該製品用のブレーカーを落として通電を停止させていたが、容易に復帰できる状態であり、またマンションの管理者が入居者へ当該製品を使用しない旨を伝えていなかったことから、入居者の親族がブレーカーを入れた際に、当該製品のヒーターに通電され、当該製品の上に置かれていたIH調理器が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2016/11/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201600519 2016-1802 2016/11/29 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ	当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の外郭及び機械室に出火の痕跡は認められなかった。○温度ヒューズ及び電流ヒューズは溶断(断線)していなかった。○ターンテーブルは、回転用のギヤが固着していた。○タイマー内部の接点間に溶着は認められなかったが、駆動用のギヤにクラックが入っていた。○当該製品の動作を確認したところ、ターンテーブルは回転せず、タイマーが途中で停止した。○当該製品は、店舗の休憩室で使用されており、約1か月前からタイマーが途中で止まり、加熱が継続される状態であったが、継続使用されていた。●当該製品がのタイマーが故障し、加熱が停止しない状態であったにもかかわらず使用したため、加熱中の食品が過加熱により発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「故障時は使用を中止し、修理を依頼する。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2016/12/12)
A201600577 2016-1950 2016/12/19 (事故発生地) 長野県	凍結防止用ヒーター(水道用)	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○集合住宅の給湯器の配管に施工されている当該製品のヒーター線から出火した。○配管のL字部分に設置されていた箇所ヒーター線が断線しており、近傍のヒーター線にねじれが確認され、この部分だけはヒーター線を巻き付けて設置していた。○同等品のヒーター線を渦状に重ね合わせて雰囲気温度20℃の部屋で使用したところ、ヒーター線の最高温度は渦の中間辺りで約175℃に達し、試験後、表面樹脂は一部が溶着していた。○同等品のニクロム線を露出させて、両極を断続的に接触させたと、スパークが生じ、繰り返し行くと芯線へ着火した。●当該製品の施工時にヒーター線の一部が重なり、さらにねじれた状態で設置していたため当該部が異常発熱し、表面樹脂が溶融することでニクロム線が露出し、ニクロム線同士の接触により生じたスパークで周囲の保温材に着火、燃焼したものと推定される。なお、製品カタログには、「ヒーター同士重なったり、ねじれたりしないように取り付ける。」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2017/01/12)
A201600612 2016-2035 2017/01/07 (事故発生地) 富山県	電気毛布	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、室内は無人であり、当該製品の電源プラグは電源に接続されていなかった。○当該製品は、一隅を中心として、約1/6が焼損していた。○電源コード及びヒーター線の一部が焼損していたものの、溶融痕は認められなかった。○その他の電気部品等に焼損等の異常は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/23)
A201600613 2016-2036 2016/12/27 (事故発生地) 埼玉県	電気ストーブ(カーボンヒーター)	店舗で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電源コードは、店舗陳列棚上部から垂れ下がった延長コードに接続され、宙づりになった状態で置かれ、余った部分は陳列棚下に押し込まれていた。○当該製品の電源コードは中間位置で被覆が焼失し、素線が断線して屈曲の痕跡が認められた。○当該製品の本体に異常は認められなかった。●当該製品の電源コードが踏みつけや屈曲の繰り返しにより、内部の素線が半断線し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600622 2016-2058 2017/01/15 (事故発生地) 埼玉県	ブルーレイレコーダー (リモコン)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、乾電池式のメインリモコン及びサブリモコンからなる、ブルーレイレコーダーの付属品であり、2台がテーブル上に並んだ状態で焼損していた。○2台ともにテーブルに置いた表面側である操作面の焼損が特に著しかった。○製品内部の電気部品及び乾電池から出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/01/27)
A201600675 2016-2204 2017/01/13 (事故発生地) 沖縄県	電気毛布	当該製品を使用中、右足に低温火傷を負った。	○当該製品の温度設定を中程度(全8段階中5段階目)に調節して使用し、約5時間就寝したところ、右足かかどに低温火傷を負った。○当該製品に損傷やヒーター線の偏り等の異常は認められなかった。○当該製品について、JISC 9210(電気毛布)に基づく温度試験を実施したところ、異常発熱は認められなかった。○就寝時における当該製品の詳細な状態は不明であった。○取扱説明書及び当該製品に添付の注意喚起ちらしには、「比較的低い温度でも、皮ふの同じ箇所が長時間触れていると、低温火傷に至ることがある。」旨、記載され、取扱説明書には、「低温火傷の原因となるので、丸めたり身体に巻き付けて使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/14)
A201600708 2016-2280 2016/12/12 (事故発生地) 静岡県	USBケーブル	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、マイクロUSBプラグの樹脂部分が溶融、焼損していた。○マイクロUSBプラグの金属製シェルの内面に発熱痕が認められた。○マイクロUSBプラグ内部の電源用端子ピンに変形が認められた。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のマイクロUSBプラグ内部の電源用端子ピンに過度な外力が加わって変形し、金属製シェルとの間で電気的な抵抗を持って短絡状態となり、異常発熱が生じて焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/21)
A201600739 2016-2350 2017/02/23 (事故発生地) 新潟県	コンセント	事業所で火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は前面カバーが焼損していたものの、側面及び背面に焼損は認められなかった。○製品内部の刃受金具等に、溶融、焼損等の異常は認められなかった。○事故発生当時、当該製品に電気製品は接続されていなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/03/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600743 2016-2236 2017/02/18 (事故発生地) 三重県	電気掃除機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中に吸引力が低下したためダストボックスを掃除したところ、ダストボックスのフィルターに虫が付着していたため、殺虫剤を10秒ほど噴射し、その後使用を再開したところ、本体後部から出火した。○当該製品の外観は、本体後部の排気口付近の樹脂製外郭ケースが焼損していた。○本体内部は、吸引モーターの排気フィルター周辺及び後部のコードリール周辺の焼損が強かったが、吸引モーターやコードリールに出火の痕跡は認められなかった。○メイン基板、内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のダストボックスのフィルターに殺虫剤を噴射した後、使用を再開したため、ダストボックス内や周辺に滞留した可燃性ガスを吸引し、可燃性ガスに吸引モーターの火花が引火して、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「引火性(可燃性ガス(スプレー)等)のものを吸わせない。爆発、火災等の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2017/03/06)
A201600754 2016-2407 2017/02/19 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、寝具の横に当該製品を置いて電源を入れ、その場を離れていた。○当該製品は自立した状態で焼損しており、前面の焼損が著しく、前面ガード及び天面には繊維状の焼損物が付着していた。○当該製品の電源スイッチ、転倒時オフスイッチ、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、当該製品の前面ガードに繊維状の可燃物が接触し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/03/10)
A201600756 2016-2408 2017/03/01 (事故発生地) 東京都	収納家具(コンセント付家具)	事務所で当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品に組み込まれたコンセントは、接続可能な消費電力が1200Wであり、延長コード経由で電気ポット2台(合計消費電力約1970W)を日常的に接続、使用していた。○当該製品のコンセントは、差込口を中心に外観に焦げがあり、差込口の両方に焼損が認められた。○コンセント内部の刃受金具は、両方とも表面に変色が認められた。○電源プラグは両方の栓刃カシメ部に焦げが認められた。○当該製品のコンセントに接続されていた延長コードは、電源プラグの両方の栓刃根元周辺に異常発熱の痕跡が認められた。●当該製品のコンセントに接続可能な消費電力を超えて電気製品を接続し使用していたため、コンセント部で異常発熱し、差込口が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書及び注意ラベルには、「電源容量は1200Wを超えない。容量オーバーは火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2017/03/10)
A201600759 2016-1410 2016/09/28 (事故発生地) 静岡県	ウォーターサーバー	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、本体右側面下部の後方から燃え広がった様相を呈していた。○電源コードは、背面右下にある本体出口部分から約25cmの位置で断線し、断線部に熔融痕が認められたが、通常の使用において応力の加わる位置ではなかった。○電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○本体内部の、コンプレッサー、ヒーター、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な応力が加わって断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/03/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500861 2015-2813 2016/03/01 (事故発生地) 福岡県	ガス栓（都市ガス用）	当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はヒューズ機能（過流出防止機構）を内蔵する2口ガス栓（右側：ホースエンド型、左側：コンセント型）で、一定以上のガス流量になるとヒューズ機構が作動する仕様である。○当該製品はこんろ台内部左下側に設置されており、事故発生時、右側ガス栓はガスこんろに接続され、左側ガス栓には何も接続されていなかった。○当該製品は左側ガス栓にすずの付着が多く認められた。また、つまみは左右とも焼損していたが、左側つまみが著しく焼損していた。○当該製品の左側ガス栓キャップは外れていたが、ガス栓キャップが斜めに取り付けられたような痕跡が認められた。○気密試験及びヒューズ機構の作動試験を行った結果、異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のヒューズ機構に異常は認められないことから、不使用側ガス栓が開状態になりガス栓コンセントに不完全に装着されていたキャップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏洩えいし、ガスこんろの火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2016/03/17)
A201600315 2016-1179 2016/07/22 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ	当該製品に装着したガスボンベが破裂する火災が発生し、当該製品を焼損し、1名が火傷を負った。（A201600689と同一事故）	○当該製品は水皿（汁受けトレイ）付の仕様であったが、カセットボンベの破裂後、水皿から炎が出ていた。○事故発生後、当該製品の器具栓つまみは点火位置となっていた。○カセットボンベ設置側が著しく焼損しており、カセットボンベは頭部分が抜け、底部は変形していた。○当該製品の水皿には油かすが多量に付着しており、本体全体も油が付着していた。○当該製品にはカセットボンベが過熱されて容器内の圧力が異常上昇した際、自動的にカセットボンベが外れる圧力感知安全装置が備わっていた。○同等品でカセットボンベの内圧が上がる状況を再現したところ、圧力感知安全装置が作動し、カセットボンベが本体から外れることが確認された。○事業者指定のカセットボンベ及び事故発生時に使用されていたものと同型のカセットボンベをそれぞれ同等品に使用し、燃焼安定時のガス漏出の有無を確認したところ、どちらもガスの漏出は確認されなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2016/09/14)
A201600438 2016-1499 2016/11/01 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は使用中であった。○外郭は著しく焼損し、火災時の落下物により、変形していた。○燃焼筒には、顕著なすずの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは当該製品内部に格納されており、口金キャップは正常に締められていたが、樹脂製の油量計は焼失していた。○カートリッジタンク及び油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2016/11/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600573 2016-1923 2016/12/09 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が重傷を負った。 (火災 重傷)	○事故発生当時の詳細な使用状況は不明であった。○給油時自動消火装置のばねは、カートリッジタンクが装着状態の位置で固着していた。○カートリッジタンクに異常は認められなかった。○当該製品に燃料漏れ及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。○対震自動消火装置は作動しておらず、しん上下レバーの位置は燃焼可能位置であった。○天板中央部が高温となり、ほうろうが溶融し泡吹き状態となっていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に燃料漏れや異常燃焼の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/10)
A201600585 2016-1943 2017/01/10 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は点火後に異音が生じ、炎が天板から約30cmの高さになった。○使用者は事故発生時に火力調節範囲より小さい火力で使用していたが、しん調節つまみが回らず、消火ボタンでも消火しなかったため、消火器で消火した。○しんの先端は毛羽立ち、硬くなっており、タールの付着が認められた。○当該製品の外觀や内部部品に変形、組立不良等は認められなかった。○しん調節つまみは回転し、消火ボタン及び対震自動消火装置は正常に機能した。○しん調節つまみの機構部分に異物等の混入はなく、部品や外郭との干渉やその痕跡は認められなかった。○最大の火力及び火力調節範囲より小さい火力で燃焼実験を行ったところ、異音の発生及び炎が天板を超えることはなく、燃焼状態に異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/13)
A201600587 2016-1945 2016/12/19 (事故発生地) 宮崎県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。 (火災)	○点火して30分後、「ポツ」と音がしたので当該製品を見ると、燃焼筒下部のおおい板背面の隙間から2～3cmの炎が上がっており、しん調節レバーを消火位置にしたが炎は弱まらなかった。○おおい板と反射板が赤くなり、燃焼筒の下部（外筒ベース）から炎がこぼれ落ちるように見え、その後置台から炎が筋状に流れた。○当該製品の焼損は著しく、火災熱の影響と焼損した落下物により、外郭鋼板が変色、変形していた。また、操作機構部のしん調節レバーは消火位置で固着し、燃焼筒ガラス外筒は溶融していた。○油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、内部からの油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/13)
A201600598 2016-1972 2016/12/25 (事故発生地) 沖縄県	ゴム管（LPガス用）	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○ガスこんろがガス栓側の壁近くに設置されており、当該製品がガスこんろに接触していた。○当該製品の焼損が著しい部分はガスこんろのグリル排気口近くにあった。○当該製品のガス栓側端部から約3cmの部分が破断し、破断した部位は他の部位より硬くなっていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品とガス栓の接続部がガスこんろのグリル排気口近くに設置されていたため、グリル使用時の熱により劣化して亀裂が生じ、漏えいしたガスにガスこんろの火が引火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600601 2016-1859 2016/12/17 (事故発生地) 岐阜県	ガスこんろ（LPガス用）	石油ストーブを点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、当該製品の周辺を破損し、1名が火傷を負った。 (火災)	○当該製品の外観に焼損は認められなかった。○当該製品の右こんろ器具栓及びグリル器具栓の樹脂部品が焼損していたが、ガス通路にガス漏れは認められなかった。○当該製品を設置したキッチン下側のキャビネット内部に、焼損は認められなかった。○現場には、バイク、エンジン部品、ガソリン携行缶等が置かれていた。●詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/18)
A201600605 2016-2001 2016/12/30 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ（開放式）	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 (火災 死亡)	○当該製品は、全体的に焼損が著しく、天板の中央部は落下物によるものと思われる変形が認められた。○当該製品の天板に焼損した繊維等の付着は認められなかった。○燃焼筒の外炎筒、内炎筒、天板の裏面及び置台にすずの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの口金は閉まった状態で当該製品にセットされており、タンク本体に変形、亀裂等の異常は認められなかった。○油受皿に油漏れ等の異常は認められなかった。○しんは、対震自動消火装置が正常に作動した位置にあり、対震自動消火装置に異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/19)
A201600632 2016-2093 2017/01/19 (事故発生地) 大阪府	カセットボンベ	当該製品を装着していたカセットこんろが落下後、漏洩したガスにガスこんろの火が引火し、火傷を負った。 (重傷)	○当該製品はテーブル上に置かれていたカセットこんろ内に入っていたが、カセットこんろの着脱レバーは下がっていなかった。○使用者がカセットこんろをテーブルから落下させた際、当該製品の側面に亀裂が生じ、ガスが漏れた。○使用者は、当該製品をガスが漏れたままガスこんろを使用している台所に持って行った。○当該製品の側面に擦り傷と8mmのL字形の亀裂があった。○カセットこんろのカセットボンベ装着部側面に容器カバー固定部があった。○当該製品の亀裂部をはんだで塞ぎ、ガスを充填しJIS規格の試験を行ったところ、ガス漏れ等の異常はなかった。●当該製品は、カセットこんろに固定されておらず、その状態で使用者がカセットこんろをテーブルから落下させたことで当該製品がカセットこんろの容器カバー固定部に接触して側面に亀裂が生じ、亀裂からガスが漏れたまま火気に近づけたため引火したものと推定される。 (F2)	(受付:2017/01/30)
A201600641 2016-2096 2017/01/22 (事故発生地) 福岡県	ガストーチ	店舗の厨房で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品のステンレスパイプの先端（火口）は、使用時の熱で焼け、さびが生じ、落下等によるものと推定される著しい変形が認められた。○樹脂ボディ上部等に熱変形、焦げ及び破損が認められた。○当該製品と事故発生時のガスボンベの組合わせで点火させたところ異常燃焼は認められなかった。○当該製品の樹脂カバーを外し、石けん水を用いてガス通路部のガス漏れを確認した結果、ガス漏れは認められなかった。○ガス通路であるノズルボディとプレヒートパイプのろう付け部に亀裂等の異常は認められなかった。○ガスシール部のリングに異常は認められず、異物の付着も認められなかった。○当該製品を対象物に近接させた使用を想定して、火口を木板に押し当てて燃焼させた結果、異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2017/01/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600682 2016-2214 2017/01/30 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品の右こんろの炎の状態が赤火になり、調子が悪い状態であることに気がながら使用していた。○当該製品の右こんろの内部には、油分を含む煮こぼれが多量に堆積しており、点火用の高圧コード配線の被覆の一部が焼損していた。○当該製品の外観には、焼損等の痕跡は認められなかった。○当該製品の右こんろのバーナーキャップは著しく腐食劣化し、全体が欠けて板厚が薄くなっていた。○当該製品の右こんろの腐食劣化したバーナーキャップで燃焼を行うと、赤火が混じった不均一な炎の状態が認められ、右バーナー下部の堆積した煮こぼれに火が着くことが認められた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品は、バーナーキャップが腐食劣化した状態で使用者が使用を継続したことから、バーナーキャップとバーナーボディの間に生じた隙間から炎がバーナー下部へ逆流して機器内部に堆積していた煮こぼれ等に着火し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「薄くなったり変形して炎がふぞろいになったらバーナーキャップの交換が必要である。バーナーキャップが汚れていたら拭き取る。」旨、記載されている。	(受付:2017/02/16)
A201600689 2016-2217 2016/07/22 (事故発生地) 東京都	カセットボンベ	当該製品を他社製のカセットこんろに装着していたところ、当該製品が破裂し、カセットこんろを焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。（A201600315と同一事故）	○当該製品が破裂した際、カセットこんろの水皿（汁受けトレイ）から炎が出ていた。○カセットこんろの水皿には油かすが多量に堆積しており、その一部は高温によって白く変色していた。○カセットこんろの器具栓つまみは点火位置で焼損していた。○当該製品は頭部分が抜けて底部が変形しており、缶体には広範囲に過熱痕が認められた。○当該型式は接続部から可燃性ガスが漏れることがあるとしてリコールがされていたが、当該製品の接続部とその周辺には過熱痕やすすの付着がなく、リコール事象の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められず、カセットこんろの水皿に多量の油かすが堆積していたことから、引火した油かすによって当該製品が過熱されて破裂に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/17)
A201600695 2016-2218 2017/01/14 (事故発生地) 滋賀県	密閉式（FF式）ガス瞬間湯沸器（LPガス用）	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品本体の外郭に焼損は認められなかった。○当該製品の外装表面にすすが付着していたが、外装の塗膜にはく離は認められなかった。○当該製品のガス配管に熱影響の痕跡は認められなかった。○残存する給排気管及び延長配管に変形、焼損等の異常は認められなかった。○当該製品の施工に異常は認められなかった。○延長配管のトタン屋根貫通部は、焼損して確認できなかったが、本体近傍の延長配管に過熱の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600698 2016-2268 2017/02/01 (事故発生地) 東京都	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を運転中、使用者は焦げ臭いと感じ居室を確認するとソファァーが燃えていたため消火した。○当該製品は、正常に運転が可能であった。○前パネル左下の一部に焼け、置台前部左側の一部に焼けが認められた。○操作基板、メイン基板、配線類に焼損は認められなかった。○電磁ポンプと送油パイプ、気化器と逃げパイプの締結用ナットに緩みは認められなかった。○気化器に焼けた痕跡は認められず、バーナー網にすすの付着は認められず、バーナーの混合器内部にすすの吸い込みは認められなかった。○燃焼室内部にすすの付着は認められなかった。○カートリッジタンクには焼けた痕跡及び変形は認められず、口金の取っ手（樹脂製）等に焼けた痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められず正常に運転が可能であったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/20)
A201600723 2016-2318 2017/02/14 (事故発生地) 三重県	石油ストーブ（開放式）	ビニールハウス内で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が給油したカートリッジタンクを当該製品に戻そうとした際、当該製品が後方に転倒して出火した。○過去に使用者がしんを交換したことがあった。○当該製品の焼損は著しかった。○カートリッジタンクは焼損しているが、灯油漏れを起こした痕跡は認められなかった。○燃焼筒の内部に異常なすすの付着はなく、異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○油受皿に灯油漏れを起こした痕跡は認められなかった。○しん調節軸の金具の取付け位置が正常位置とは異なっており、しんは完全に下りきっていなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を倒した際に灯油がこぼれたため、当該製品の火がこぼれた灯油に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/28)
A201600733 2016-2347 2017/02/18 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品で鍋を調理中に、「バン」という異音が生じて機器右側の背面から10cm程度の炎が上がった。○使用者が点火つまみを消火位置に戻したが消火しなかったため、ガスの元栓を閉めて消火した。○トッププレート等が黒く塗られており、内部のこんろバーナーとバーナー受けにやすり等で磨かれた等の分解された痕跡が認められたが、当該製品が分解された時期や分解を行った者については不明であった。○ガス経路の二次側（ガス元電磁弁からバーナーまで）は、右こんろのガス導管と器具栓の接続部で若干のガス漏れが認められ、Oリングが正常な取付け位置からずれていた。○右こんろのガス導管と器具栓との接続部のOリングが劣化してもろくなっており、かみ込んだ痕跡が認められた。●当該製品は、分解された痕跡があり、右こんろのガス導管接続部のOリングが所定の位置からずれていたことから、使用に伴いOリングの劣化によるシール性が低下したことでガスが漏れ、こんろの火が引火して内部配線の一部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/03/02)

